



熊本県公報

第12752号

平成30年8月28日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○造成宅地防災区域の指定	(建築課) 1
○造成宅地防災区域の指定	(〃) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	
律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 2
○有害興行の指定	(くらしの安全推進課) 2
公 告	
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅課) 2
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課) 3
○土地改良区の定款変更認可	(〃) 3
○県営土地改良事業計画の決定	(〃) 3
○県営土地改良事業計画の決定	(〃) 3
登 載 依 頼	
○平成30年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れの落札者の決定	(高校教育課) 3
○第152回熊本県都市計画審議会の開催	(都市計画審議会) 4

告 示

熊本県告示第682号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

小森美晴台地区

阿蘇郡西原村大字小森字大切畑2054番17の一部(次の図に示す部分に限る。)、2054番18、2054番24、2054番30の一部(次の図に示す部分に限る。)、2054番31、2054番32、2054番33の一部(次の図に示す部分に限る。)、2054番36、2054番37、2054番38、2054番39、2054番40、2054番41、2054番43、2054番44、2054番45、2054番46の一部(次の図に示す部分に限る。)、2054番49、2057番8地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、1952番1地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、2054番46地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、2054番18地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第683号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 西鶴地区③

菊池郡大津町大字岩坂字西鶴501番

2 差原地区②

菊池郡大津町大字陣内字差原1933番9、1933番8、1932番1、1932番3、1931番1

3 屋敷地区③

菊池郡大津町大字矢護川字屋敷1356番、1355番

- 4 八迫地区⑤
菊池郡大津町大字吹田字八迫1147番2、1147番3
- 5 居屋敷地区⑦
菊池郡大津町大字大林字居屋敷379番1、376番、376番2、379番2
- 6 西鶴地区⑥
菊池郡大津町大字岩坂字西鶴622番1、622番2、622番3、622番4
- 7 西鶴地区⑨
菊池郡大津町大字岩坂字西鶴527番
- 8 西鶴地区⑬
菊池郡大津町大字岩坂字西鶴559番

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第684号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
サポートハウスSun☆ フラワー 荒尾市原万田848番5	社会福祉法人きらきら 玉名市岱明町野口字塚原 666番 西山 敏雄	共同生活援助 短期入所	平成30年 8月20日

熊本県告示第685号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成30年8月21日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指定理由
有害指定映画	女医と患者 秘め事診察（新日本映像） 悶絶！快感ONANIE（新東宝映画） 疑心乱交 闇夜にうごめく雌尻（オーピー） ピンク・ゾーン 地球に落ちてきた裸女（オーピー） 性恥母 義母に責められて（新日本映像） 四十路の人妻 性愛性交（新日本映像） 痴漢電車 淫らな手ほどき（新東宝映画） 湯けむりおっばい注意報（オーピー） 天使のはらわた 赤い教室（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

熊本県公告第497号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所

- 株式会社サンコーライフサポート
福岡県福岡市中央区今川一丁目12番38号
2 支援業務を行う事務所の所在地
合志市須屋250-1

熊本県公告第498号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区理事長から平成30年4月27日付けで申請のあった定款の変更については、平成30年8月20日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成30年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第499号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区理事長から平成30年5月15日付けで申請のあった定款の変更については、平成30年8月20日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成30年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営七城北部地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
平成30年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営七城北部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年8月29日から平成30年9月27日まで
- 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営七城北部地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
平成30年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営七城北部地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年8月29日から平成30年9月27日まで
- 縦覧場所
菊池市役所

登載依頼**熊本県教育委員会公告第16号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により次のとおり公告する。
平成30年8月28日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成30年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ

- ア 教育用コンピュータ 422セット
 イ サーバ 11セット
 ウ その他周辺機器及びソフトウェア 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係
 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
 平成30年7月12日
- 4 落札者の名称及び住所
 東京センチュリー株式会社
 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5番1号
- 5 落札金額（月額）
 1,290,330円（うち消費税及び地方消費税の額95,580円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 入札公告日
 平成30年6月1日

熊本県都市計画審議会公告第2号

第152回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。
 平成30年8月28日

熊本県都市計画審議会
 会長 両角光男

- 1 日時
 平成30年9月7日（金）午前10時00分から正午まで
- 2 場所
 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議題
 【審議】
 （1）熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の件
- 4 傍聴者の定員
 20名
- 5 傍聴手続
 （1）傍聴を希望される方には、審議会開会の30分前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
 （2）（1）において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
 （3）傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
 （4）傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
 傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
 （1）会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
 （2）はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
 （3）会場内での飲食はできません。
 （4）会場内において、写真撮影、録画、録音等はできません。
 （5）会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
 （6）その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 非公開の案件
 今回の審議会における「3 議題」の【審議】（1）については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準ア又はイに該当し、非公開となることから、傍聴は審議前までとなります。
- 8 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部道路都市局都市計画課）
 電話番号：096-333-2520